



事業主様  
事務担当者様



# 10月の「もっけん」たより

## お知らせ

### ◎ 人間ドック費用の一部補助についてのご案内

当健康保険組合では、人間ドック費用の一部補助を償還払い方式により実施しております。

なお、補助の対象は、当健康保険組合が定めた検査項目を受検された20歳以上の被保険者の方及び40歳以上の被扶養配偶者の方とさせていただきます。

受けていただく人間ドックの検査項目につきましては、誠にお手数ですが、当健康保険組合ホームページ（トップページ>健康づくりに>病気の予防>人間ドック費用補助）にてご確認いただけますようお願い申し上げます。

HOME > 保健事業のあらまし > 病気の予防

**病気の予防**

**ドック・健診で早期発見・早期治療**

日常の不健康な生活習慣、特にかたよった食生活や運動不足などが関係している“生活習慣病”にかかる人が増えています。だれでも発病する可能性があり、しかも長い年月にわたって徐々に進行しますから、初めのうちは自覚症状がありません。症状があらわれて気付いたときには、病気がかなり進行していた、ということも多くあります。

そうならないためには、生活習慣を改善し、“自分の健康は自分で守る”ことが最も重要ですが、それとともに、人間ドック等で定期的に健康状態を調べ、病気の芽は早いうちに摘み取ってしまふことも必要です。

当健康組合では、次のような病気の予防のための事業を行っていますので、積極的にご利用ください。

- **特定健診・特定保健指導**  
40歳以上74歳未満の被保険者本人及び被扶養者のみなさんを対象に、内臓脂肪型肥満を防ぐ健診を実施しています。また、40歳以上の被保険者本人及び被扶養者のみなさんを対象に、特定保健指導を実施しています。
- **データヘルス計画**  
医療費データや健診情報などのデータ分析に基づいて、PDCAサイクルで効率的・効果的な保健事業を実施する「データヘルス計画」を行っています。
- **健康診断の実施**  
当健康保険組合では、被保険者様の健康の保持増進を目的に、保健事業として各種健康診断を実施しております。（実施時期等については、別途ご案内を各事業所様へ発送）  
労働安全衛生法においては、事業主様に被保険者への健康診断の実施および診断結果の保存と管理が義務付けられています。  
年1回は必ず健診でご自身の健康状態を確認し、それを日常生活に役立たせてください。健診の結果、生活改善など、特に再検査や精密検査の指摘があった場合は、その指示に従って健康的な生活を送るよう自己管理を心掛けてください。  
なお、当健康組合と委託契約をしている健診機関についてはこちらをご参照ください。
- **人間ドック費用補助**  
20歳以上の被保険者及び40歳以上の被扶養者に限り、人間ドック費用の一部補助を実施しています。当健康保険組合が定める人間ドックの検査項目を（下記「人間ドックの検査項目はこちら」のエクセル形式）受検の際は、補助の対象となる検査項目をご確認の上、人間ドックを受検していただきますようお願いいたします。

| 人間ドックの検査必須項目及び注意点ははこちら |                     |
|------------------------|---------------------|
| 40歳以上の被保険者             | 受検料の60%補助、上限15,000円 |
| 20歳以上40歳未満の被保険者        | 受検料の30%補助、上限8,000円  |
| 40歳以上の被扶養配偶者           | 受検料の30%補助、上限8,000円  |

人間ドックを受ける際は、ご希望される健診機関にて受検してください。

こちらをクリックして、人間ドックの検査項目(エクセル形式)をご覧ください

また、人間ドックを当健康保険組合と契約している健診機関で受けられた場合の健診費用は、当健康保険組合の費用補助分を差し引いた額を健診機関の窓口でお支払いいただくため、補助金の申請は不要となります。その際、保険証を健診機関の窓口でご提示ください。

なお、人間ドック契約健診機関につきましては、当健保組合ホームページをご覧ください。

### ◎ 賞与支払届の提出をお忘れなく！

ボーナス（賞与）を支払った場合は、被保険者一人ひとりの賞与額を記入した「被保険者賞与支払届」と「被保険者賞与支払届総括表」を提出していただくことになっております。

また、賞与の支払いがなかった場合につきましても「不支給 1」に○印をつけた「被保険者賞与支払届総括表」のみをご提出ください。

## 保健事業

### ◎ 「長島リゾート」の利用補助券についてのご案内



利用補助券についてのご案内および申込書につきましては、2月20日に事業所様宛へ発送しておりますが、当健保組合ホームページ (<https://www.mokuzai-kenpo.or.jp>) のトップページ「Topics」欄にも改めて掲載しておりますので、ご覧ください。

## その他

### ◎ 当健保組合ホームページのサーバーメンテナンスのお知らせ

安定したホームページサービスの運営を図るため、10月11日（日）にホームページのサーバーメンテナンスを実施いたします。これに伴い、下記の時間帯につきましては、ホームページの閲覧・利用を一時停止させていただきます。

ホームページをご利用される皆さまには大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

#### [ホームページ閲覧・利用の一時停止時間帯]

**令和2年10月11日（日）21時00分～10月12日（月）8時30分（予定）**

10月11日（日）21時00分～ メンテナンス開始（メンテナンス中の案内に切り替わります）

10月12日（月）8時30分 メンテナンス終了（予定）

## 健保組合からのお願い

ご協力ください！



### ■ ジェネリック医薬品は、家計にやさしく医療費削減にもなります！

病院で処方される医療用医薬品（くすり）には、「新薬」と「ジェネリック医薬品」の2種類があるのをご存知でしょうか。

新薬とは、医薬品メーカーが初めて作る薬のことで、「先発医薬品」ともいいます。一方、ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間終了後、新薬とほぼ同じ成分で製造される薬のことで「後発医薬品」ともいいます。

ジェネリック医薬品の薬価は、開発費がかかっていないため、平均すると新薬の半分程度に抑えられており、負担も少なくて済みます。

まずはお医者さんや薬剤師さんにジェネリック医薬品の使用について相談してみましょう。

## 保健師より

当健康保険組合では、保健師による特定保健指導及び健康相談を行っています（無料）。希望される事業所の方は、当健康保険組合までご連絡ください。



名古屋木材健康保険組合

TEL 052-321-7025（担当 大洞）